平成25年度

第7回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年6月28日(金) 開会16時10分 閉会17時30分

場 所 教育委員室

平成25年度 第7回大分県教育委員会

【議事】

1 議 案

第1号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について 第2号議案 教職員の懲戒処分について

2 報 告

- ①平成25年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ② 玖珠地域新設高校に係る情報とその提供について
- ③第2期教育振興基本計画について

3 協議

①大分県立図書館協議会委員の任命について

4 その他

【内 容】

1 出席者

委 員 委員長 岩崎 哲 朗 順子 委員長職務代理 松田 委員 波多野 順代 委員 麻 生 益直 委員 林 浩 昭 教育長 野中 信孝 欠席委員なし 事務局 教育次長 河 野 盛次 教育次長 宮 脇 教育次長 別 木 教育改革·企画課長 佐 野 教育人事課長 藤 本 教育財務課長

> 福利課長 義務教育課長 生徒指導推進室長 特別支援教育課長 高校教育課長 社会教育課長

人権・同和教育課長

文化課長 体育保健課長

全国高校総体推進局長

教育改革·企画課総務企画監

教育改革・企画課主査

和仁 達彦 壽則 哲弘 泰弘 竹 野 大 石 尚 志 榮 一 後 藤 江 藤 義 後 藤 みゆき 髙 畑 郎 雲 淳 法 小 池 昭太郎 佐 藤 英一 蓑 田 智 通 孝 二 荒][[秋 吉 徳

宮

釬

隆之

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。 ただいまから、平成25年度第7回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。 会議の終了は17時20分を予定しています。 よろしくお願いします。

議事

(岩崎委員長)

それでは議案の審議に移ります。 本日の議案は2件です。

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議 を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び協議の①は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第2号議案及び協議の①の2件は、非公開といたします。 本日の議事進行は、はじめに公開による議事、報告等を行い、その後 非公開による議事を行います。 第1号議案については、報告①と関連があるので先に報告①を行い、 その後、第1号議案の審議を行いますので、よろしくお願いします。

【報告】

①平成25年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「平成25年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第1号についてご説明します。報告書の3ページをお開きください。

平成25年第2回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「職員の給与の特例減額に関する条例の制定について」及び「特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部改正について」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

報告書2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

報告書4ページをお開きください。

「職員の給与の特例減額に関する条例」の内容について、ご説明いたします。

この条例は、平成25年度の地方交付税等の削減の状況を勘案し、職員の給与を減額するものです。

特例減額の対象職員は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員等です。

なお、技能労務職員につきましては、この条例の附則第2項で、一般職員の例に準じて任命権者が別に定めることとされていますので、本日、第1号議案として提案させていただいています。

次に、特例減額の内容についてご説明いたします。

まず、給料月額についてですが、職級等に応じて、9.72%から3.72%までの範囲内で減じることとされています。

具体的には、例えば、行政職は、課長級以上から一般職員まで、教育職は、校長から実習助手等までの6段階で減額されることになります。

また、管理職手当は、一律に10%の減額を行うものです。

特例減額の期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9か月間です。

引き続き、「特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の 一部改正」の内容について、ご説明いたします。

報告書の10ページをお開きください。

この改正は、ただいま説明しました、一般職の職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、特別職の常勤職員の給料月額等を減額するものです。

教育委員会に関しましては、教育長の給料月額を15%、教育委員会の委員の報酬月額を9.72%、一般職の職員と同様に、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、それぞれ減額する内容となっております。

両条例とも、昨日6月27日に可決されたところです。 以上でございます。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員長)

よろしいですね。

【議 案】

第1号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の 一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

この議案は、先ほど報告しました「職員の給与の特例減額に関する条例」の制定に伴い、一般職員の例に準じて、技能労務職員の給与を減額するものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくお願いします。

(藤本教育人事課長)

議案の内容について、ご説明いたします。

議案書の3ページ、「改正の概要」をご覧ください。

報告案件の「職員の給与の特例減額に関する条例」において、技能労務職員の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額は、「一般職員の例に準じ、任命権者が別に定める額とする」と規定されています。

本件は、その間における技能労務職員の給与の減額について定めるものです。

具体的には、給料月額について、職務の級が2級以上の職員のうち、期末・勤勉手当の役職加算の割合が10%の職員は「6.72%」、役職加算の割合が5%の職員は「5.72%」、職務の級が1級の職員は「3.72%」を減ずるというものです。

施行期日は、平成25年7月1日です。

なお、この改正は、知事部局が所管する規則と同様の改正です。 以上でございます。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

特にないようですね。

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お 諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願い します。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報告】

②玖珠地域新設高校に係る情報とその提供について

(岩崎委員長)

それでは、報告第2号「玖珠地域新設高校に係る情報とその提供について」報告をしてください。

(髙畑高校教育課長)

玖珠地域新設高校に係る情報提供を行います。

16ページをご覧ください。

今回の情報提供の目的は、玖珠九重地域の中学校が、中学生に対する 進路指導に活用してもらうと同時に、地域の方々に対して、新設高校に ついての理解を深めてもらうために提供するものです。

理由は2点であります。

1点目は、開校に合わせて、玖珠農業高校と森高校が一斉に統合することになったため、新設高校の方向性について地域の関心が高いということ。

2点目は、新設高校の校地が現在の玖珠農業高校となることから、普通科の教育環境の確保について心配する声があるためである。このことに関しては、第1回定例県議会でも質問があり、非常に関心が高い。

情報提供の方法は、(別紙資料を)データで九重町と玖珠町の教育委員会と、それぞれの高校に提供し活用してもらいます。情報は7月1日に提供します。

今後の情報提供については、10月に学科の目指す方向性や部活動、また中高連携に向け両町と連携して取り組んでいるので、その成果について提供をします。3月は今までの新設高校と同じように、新設高校の学科の名称、学科概要、学級数について情報提供をします。

(今回提供する資料(14.15ページ)の説明)

1番目に、新設高校の開校について、2番目に総合選択制高校の特長を活かした学習活動ということで、総合選択制についてかなりのスペースを割いて説明しています。これを中学生や保護者に提供すれば、かなり理解が得られると考えています。

普通科と農業科がどのような学習をするのかについて3と4に示しています。普通科については特別進学クラスを設ける。農業科についは、課題研究に取り組むための基礎的な農業の学習をするといった、新設校の特色が示されています。

5については一斉統合になるので、平成26年度の玖珠農業と森高の 位置づけはどうなるのかについて、説明を加えています。 6では新設校の施設整備について、十分な学習環境を整え部活動等の活動場所を確保するといった趣旨についてお知らせしたいと考えています。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお 願いします。

(麻生委員)

これは情報提供ということで、7月1日を皮切りに10月、3月に3回行うと理解していいですか。

(髙畑高校教育課長)

はい、そうです。

(麻生委員)

内容については4カ所(九重町教育委員会、玖珠町教育委員会、玖珠 農業高校、森高校)にデータとして配布し、両町の関係者には各教育委 員会が情報提供をしてほしいという形ですね。

(髙畑高校教育課長)

両町の教育委員会を通して、中学校等にも流していただきたいという 意味です。

(麻生委員)

県の教育委員会のホームページからも見ることができるということは ないのですか。

(髙畑高校教育課長)

もちろん、県ホームページにも7月1日以降に掲載したいと考えています。

(岩崎委員長)

他に何かご質問はないですか。

(松田職務代理)

16ページの2の「情報提供する理由」にあるのですが、玖珠農業・森高校に在籍する生徒が一斉に統合するというのは、1・2・3年が同時にということですか。宇佐高校がそういう形でしたね。

(髙畑高校教育課長)

はい。

(松田職務代理)

その時に課題が出ていたのですが、その課題はどのように解決された のですか。

(髙畑高校教育課長)

松田職務代理がご指摘の、一斉統合にともなう課題はあります。課題については、両校の管理職、教務主任などを入れた協議会の中で検討をしています。そのなかで、教務内規や生徒内規などをすりあわせています。新設高校と森高・玖珠農とが行うことにあまりにも齟齬があると、同じ校地になりますので問題があることから、現在調整を行っています。

(松田職務代理)

宇佐高は同窓会の問題がありました。もう一つは、制服が2・3年生と1年生と別々ではおかしいのではないか、という2点の問題がありました。同じような問題が国東高校にもありました。だから、情報提供するときにきちんと前の課題をクリアしておくことが必要です。学校の校則などは後からでも間に合うわけで、今はあまり問題にならないと思います。新しい制服のことや教科書や学力の問題もあります。クラスをどのように配置するのかといったことなど片付けなければならない問題が出ていると思われますので、早く取り組まなければならないと思います。

(髙畑高校教育課長)

今、職務代理がご指摘のところをよくふまえて、今までの先例もありますので、両校と一緒に課題解決に向けて、今後取り組んでいきたいと思います。

(麻生委員)

今、職務代理が話したことは、これまで何度も経験してきていることです。実際、課題をクリアした内容の資料が見られるのであればいいと思ったのですが、そういう過去の課題がクリアされていなければ不満が高まると思います。そのあたりの内容は、ホームページに7月1日に情報提供という形で掲載するのですか。

(髙畑高校教育課長)

情報提供というのは、14・15ページにある資料を掲載するという ことです。

(麻生委員)

具体的なものではないのですね。

(髙畑高校教育課長)

まだ検討中のこともあります。3月に学科概要等の公表をしますが、 新設高校開校準備室ができたのち具体的な準備を行います。そういうス ケジュールがある中で、今回のこの資料にある情報を、ホームページで 地元に知らせるということです。

(岩崎委員長)

職務代理等から出ている件で、過去いろいろ問題点が現場でおきていますが、それを整理したものを県教委の方でフォローアップしてもらいたいと思います。そして、その引き継ぎを行い、それを前提とした対応策を新しく統合する学校に活かせるかどうか、またあらかじめ検討するシステムになっているのかどうかという報告が、この段階でできるのではないかといったご指摘です。よって、過去の統合時にどういった問題があったかという点に注意していただいて、その辺のところをあらかじめ大きな問題にしないように対応していただければと思います。

(髙畑高校教育課長)

わかりました。

(波多野委員)

統合の前の入試で両校とも大幅な定員割れがありました。これは大変 想定外で将来がとても危ぶまれると感じました。そういった状況を十分 考えていらっしゃると思いますが、もっと危機感を持って取り組んでやっていただきたいと思います。もう少し詳細な、しかも夢のある情報を 出していただきたいと思います。地域の保護者が夢を持てるようなもの にしていただきたいと思います。それから、玖珠地域には知らせるわけ ですが、日田から通っている生徒はいないのですか。

(髙畑高校教育課長)

手元に資料がないので、詳細な数は申し上げられませんが、非常に少ないです。

(波多野委員)

たとえ少なくても、他の地域からの生徒のことも見込んで、そういう 地域にも情報をきちんと出すようにしてもらいたいと思います。

(髙畑高校教育課長)

はい、わかりました。

(松田職務代理)

国東高校と宇佐高校の大学進学率が伸びていないようです。保護者の 気持ちは宇佐高校を離れて大分の私立高校に流れていっているように思います。私立の方が教育的に魅力がある取組みをする。これは保護者に 対する P R が上手いからでしょうか。やはり県立は、夢があり、しかも さすがだと思わせるような素晴らしいものを作っていかなければならないと思います。実際に、宇佐高はクラスが減っています。そうしたこと を検討して新設校の未来像を語れるような回答をお願いします。

(髙畑高校教育課長)

今回の資料は、現段階で公表できる内容を示しています。施設設備についても、予算がともなうためまだ確定ではありません。ただ意気込みとしては、皆様からご指摘いただきましたように、地域にとって魅力や期待の持てる学校にしたいということを、玖珠農・森高2校の協議会でも議論しています。3月に新設高校の概要を示しますが、その際にかなり具体的な内容を提示できると思います。

(麻生委員)

これまで前期・後期と県立高校の再編をしてきて、あまり過去の経験が生きてないような気がします。来年開校予定の佐伯新設高校の新たなパンフレットをいただきましたが、進学をみてもわかりにくい、制服についても新しい制服ができますといった具合で、あと半年であるにもかかわらずこんなにのんびりしていていいのか、ものすごく遅いのではという気がしてなりません。開校準備室自体も1年前にしかできないというルールがあり、また人事の問題もありますから簡単には解決しないと思います。

この間、私が一つのアイデアとして、ここのえ緑陽中学校の例をお知らせしました。この地域は統合する前の1年生を新しい制服に替え、翌年新設校になると、1・2年生が新しい制服になります。ただ3年生だけは旧の制服のままですが、1年前倒しで制服が決まることで、全校の3分の2が一度に変わり保護者も安心しました。進学の問題や過去の統合により出た問題をクリアし、そして新しいものを作り上げていくべきだと思います。杓子定規に準備室を作り、手続きのことだけに走っているから改善案が出ていないのではないでしょうか。来年4月には(新設校が)開設されるにもかかわらず、制服ですらパンフレットに載っていないのでは、やはりスピードが遅いという気がします。できるだけ、地域の人が安心するような形に持って行ってもらいたいと思います。

(野中教育長)

玖珠地域については、従来の形で行くと、秋以降にクラスや概要の計画の発表することになります。しかしそれではやはり遅いということで、今回1学期に情報を出そうということになりました。まず2校で内容を固める協議を重ねている段階です。従いまして、今時点での情報整理をして、普通科については進学の充実を、農業科は学年の課題研究を、そして施設整備をしますということをお知らせすることにしました。これが中学校を通じて保護者に行けば、いろいろな心配がなくなるのではと思っています。

開校の1年前の4月に町長や教育長や産業界が入って(開校支援委員会で)制服のことなどを決めるようにしていますが、ここのえ緑陽中学校のように地域の小学校は、次は同じ中学校に行くということで、早めに制服を制定することが考えられますが、森高校と玖珠農業高校の場合、伝統ある学校同士ですので、1年早く制服を決めるというのは抵抗があるかと思います。

ただこれまでの経験の中で、課題になっていたことが松田委員からご 指摘がありましたので、改めて整理してみて、早くできることは対応し ていきたいと思います。

(岩崎委員長)

いろいろご意見、要望等を伺いました。今出た意見を取り入れられる ものは取り入れていただいて、可能な限り満足いくような再編整備がで きるようにと思います。よろしくお願いします。

③第2期教育振興基本計画について

(岩崎委員長)

それでは、報告第3号「第2期教育振興基本計画について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

第2期教育振興基本計画についてご報告したいと思います。

まず、教育振興計画の位置づけでありますが、平成18年に教育基本 法が改定されまして、その中で教育行政の基本的な計画を定めるという ことで作成されたものであります。

第1期は平成20年の7月に策定をされておりまして、策定から5年目にあたる今年度、その一部を改定して第2期の振興計画が出来上がったものであります。

第2期教育振興基本計画の内容については、概要版のほうを主に使って説明をしたいと思います。

まず初めに、今回の第2期教育振興基本計画では我が国にかかる社会 的状況の課題が記されています。

「我が国を取り巻く危機的状況」と併せて「我が国の様々な強み」が書かれております。「様々な強み」とは、多様な文化・芸術や優れた感性、勤勉性、協調性、思いやりの心、といったものがあげられており、さらに「震災の教訓」として、今回の東日本大震災に対して、我が国民が諦めず状況を的確に捉え自ら考え行動する力を教訓として得たであろうことが期待されているところでございます。

また第2期教育振興基本計画全体を貫く捉えといたしましては、我が 国が危機的状況だということであります。その中身として、6点記載さ れております。

1点目は、少子化高齢化の進展、よって社会全体の活力が低下していくだろうということ。2点目はグローバル化が進展していく中で、我が国の国際的な存在感が低下しているということ。3点目は雇用環境の変容する中で、失業率、非正規雇用の増加がみられるということ。4点目は地域社会、家族の変容があるなかで個々人の孤立化、規範意識の低下がみられること。5点目は格差の再生産・固定化により、一人一人の意欲減退、社会の不安定化が進んでいるのではないかといったこと。6点目は地球規模の課題への対応が求められているといったことです。

この6つの危機的状況が、東日本大震災により問題が一層顕在化、加速化したのではないかといった記載をしております。

次に第1期の教育振興基本計画についての評価ですが、様々な取組をこの5年間で行ったのですが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き思考、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在しており、また一方でコミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など、新たな視点も浮上しているといった中で、第1期計画に掲げた10年を通じて目指す教育の姿の達成は、未だ途上であるといった評価が出されております。

そのため、第2期教育振興基本計画では、一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現していくため、我が国の危機的状況を回避する危機回避シナリオとして、教育行政の基本的方向性を大きく4つに捉えているわけであります。

- 1. 社会を生き抜く力の養成
- 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 3. 学びのセーフティネットの構築
- 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成であります。
- 2ページ目をご覧ください。

ただいまの4つのビジョンを実現していくために、第2期教育振興基本計画では、8のミッション、30のアクションを掲げております。

まず4つのビジョンを実現していくための、8のミッションでありますが、「社会を生き抜く力の養成」という事柄に関しましては

- 1. 生きる力の確実な育成(幼稚園~高校)
- 2. 課題探求能力の取得(大学~)
- 3. 自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)
- 4. 社会的・職業的自立に向けた力の育成

といったところであります。

次に二つ目のビジョンであります、「未来への飛躍を実現する人材の 養成」ということに関しましては

- 5. 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成 「学びのセーフティネットの構築」に関しましては
- 6. 意欲ある全ての者への学習機会の確保
- 7. 安全安心な教育研究環境の確保

「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に関しましては

8. 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

このような8のミッションを実現していくにあたって、3枚目でありますが8のミッションを実現していく上で30の施策が記載されております。

このような30の施策を進めていくことによって8つのビジョンを達成していこうといったつくりになっております。

次に教育振興基本計画本体の29ページであります

教育振興基本計画の関係もっとも話題になるのが、「教育投資の在り 方」でございます。

我が国の教育投資の額が適切なのかといった議論が行われるわけでありますが、まず、現状をお伝えしますが、公財政教育支出総額について、例えば、GDP(国内総生産)比で見た場合、教育機関に対する支出のみでは、OECD諸国の平均が5.4%であるのに対して、我が国は3.6%にとどまるといった状況であります。

そういった中で教育投資については様々な議論がありますがその上で、34ページに教育振興基本計画における今後の教育投資の方向性が書かれております。

本計画期間中における教育投資の方向性としては、教育上の諸課題に対応するため、特に以下の諸点を中心に充実を図ることとしています。

- ・協働型、双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ・家計における教育費負担の軽減
- ・安全・安心な教育研究環境の構築であります。

(以下34ページ中段読み上げ)

「教育にどれだけの財源を投じるかは、国家としての重要な政策上の選択の一つである。グローバル化の更なる進行の下で、とりわけ天然資源の乏しい我が国においては人材こそが社会の活力増進のための最大の資源であり、上記3点の充実を図ることなどを通じて、様々な強みを伸長しつつ我が国の成長を支え、国際的に通用する人材を育成する必要性が一層高まっている。このように、教育の再生は最優先の政策課題の一つであって、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現を図ることが求められている。」(読み上げ終わり)

というふうにとらえておりまして、教育の再生による人材の育成が欧 米主要国を上回るといったところが、一つのポイントであります。

そのことを踏まえ、教育の姿の実現に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要であるといったふうに結んでありましてOECD諸国と日本の教育投資の状況を比較したうえでOECD諸国状況を参考としながら教育方針を示していきたいということであります。

大分県といたしましては第2期教育振興基本計画の内容を踏まえつつ 教育行政の前進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお 願いします。

(林委員)

(文部科学省が34ページを記載した理由は)予算を教育に振り向けよう、教育予算の割合を上げよう(GDP比を根拠に政府へ予算を要望する)ということですか。

(佐野教育改革・企画課長)

先程お伝えした通りOECD諸国のGDP比平均5.4%に比べて我が国が3.6%と低いという状況があります。

補足をしますと、日本の各家庭の教育費の負担割合について、一番差が大きいのは大学であり、日本国内の大学は私立大学の割合が大きいことが、家庭の教育費負担を重たくする原因となっています。

また、乳幼児期についても、私立幼稚園の割合が大きくなっていることが教育費負担を重くする原因の一因となっているということであります。

紹介させていただきますと、閣議決定をされたのが、6月14日でしてその前に中央教育審議会の答申がありまして、その答申というのは文部科学省が作成し、その答申ののちに、政府全体で閣議設定していくそ

の2段階になっております。

中央教育審議会の答申段階におきましては、先程の34ページの書きぶりが(この家計における教育費負担の軽減のため)OECD諸国並みの公財政支出を行うことを「目指しつつ」と書いております。ここの「目指しつつ」という文言が閣議決定の場面では「参考とし」というものになっており、第1期計画においても同様に「参考とし」になっているということであります。

(林委員)

わかりました。

(岩崎委員長)

今後の参考にさせていただきたいということでよろしいですか。

それでは、先に非公開と決定しました議案をいたしますが、その前に、 公開でその他等、何かございませんか。

それでは、非公開の協議を行いますので、関係課室長のみ在室とし、 その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課(教育改革・企画課、教育人事課)在室

【議案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(岩崎委員長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お 諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願い します。 (採 決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協議】

①大分県立図書館協議会委員の任命について

(岩崎委員長)

それでは、協議の①「大分県立図書館協議会委員の任命について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(岩崎委員長)

他に何かはございませんか。 それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

(岩崎委員長)

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

それでは、これで平成25年度第7回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第7回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年6月28日(金)

16:10~17:20

場所 教育委員室

- 1 開 会
- 2 署名委員の指名
- 3 議 題
- (1)議案

第1号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について 第2号議案 教職員の懲戒処分について

- (2)報告
 - ①平成25年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
 - ②玖珠地域新設高校に係る情報とその提供について
 - ③第2期教育振興基本計画について
- (3)協議
 - ①大分県立図書館協議会委員の任命について
- (4) その他
- 4 閉 会

第 号

技 平能 成労技議 二務能案 十職労 五員務 年の職 六 給 員 月与の 二及給 十び与 八旅及 日費び 提に旅 出関費 すに る関 規す 則る の規 一則 部の を一 改部 正改 す正 るに 規つ 則い をて 次 \mathcal{O} ょ う に 定

大 分 県 育 委 員 会 教 育 長 中

孝

 \otimes

る

旅及 費び に旅 関費 すに る関 規す 則る (規 平則 成の +-六 部 年を 大改 分正 県す 教る 育 規 委 則 員

会

規

則

第

 \mathcal{O}

附部技

ーすの項る年る る各ま条大給平則を能 の任の行附そ職そも職そ額号で例分料成に次労技 の加のの加のをにの等県月二次の務能 算職減掲規の教額十のよ職労 務割務百割務ずげ定一育へ五一う員務 の合の分合のるるに部委技年項にの職 職よを員能七を改給員 員る改会労月加正与の の給正規務一えす及給 区料す則職日るるび与 分をる第員か に含条十のら 応む例二給平 じ。(号与成て)平)及二 その成附び十 れ支十則旅六 ぞ給七第費年 れに年五に三 当当大項関月 該た分のす三 各つ県規る十 号て条定規一 には例に則日 掲、第よのま げ給六り一で る料十準部の 割月一用を間 合額号さ改に をかごれ正お 乗ら附るすい じ、則職るて て給第員規は 得料八の則 た月項給へ職 額額か与平員 ににらに成に 相、第関十対 当次十す八す

役の役 級が級の一級 が百が六第が 一分二・七二 級の級七条級 の五以二第以 二上 項の に職 規員 定で すあ るっ 割て 合 をこ いの う規。則 次の 号 施 に行 おの レ・日 てに 同お じけ る · そ がの 百者 分に の係

則日則職算職 職の上 員もの の職 員 分百で の分あ 三のっ 五て • 二七こ 二の 規 則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 に お け る そ \mathcal{O} 者 に 係

百 七

1 規期 は 平 成 + 五.

年

七

月

日

カコ

5

施

行

す

る

規 則 \mathcal{O} 施 行 に 伴 V 必 要 な 事 項 は 教 育 委 員 会 が 别 に 定 \emptyset

2

11 `職 一員 般の提 職給案 員 与 理 のの由 例 特 に例 準 減 じ額 てに 技 関 能す 労る 務条 職例 員(の平 給成 与 二 を十 減 五 額年 す大 る分 必県 要条 が例 あ第 る二 の 十 で八 提 号 案〜 すの る制 定

に

伴

十る

○技能労務職員の給与及び旅費に関する規則 (平成十六年大分県教育委員会規則第二号) 新旧対照表

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正	案		現	行
第一条~第十条 略		第一条~第十条略		
附則		附則		
1		1 〈3 略		
においては、職員に対する給料月額(技4 平成二十五年七月一日から平成二十六	(技能労務職員の給与及び旅十六年三月三十一日までの間	(新設)		
費に関する規則の一部を改正する規	則(平成十八年大分県教育委			
与に関する条例等の一部を改正する条員会規則第十二号)附則第五項の規定	条例(平成十七年大分県条例定により準用される職員の給			
から第十	での規定による給料を			
号に掲げる職員の区分に応じてそれ	れぞれ当該各号に掲げる割合を			
じて得た額に相当する額を減ずる	1			
日におけるその者に係る役職加算一をの職務の級が二級以上の職員	割合(第七条第二項に規定すであって、この規則の施行の			
つて、1717 る割合をいう。次号において同じ。	。) が百分の十のもの 百分			
の級が二級以上の職員	であって、この規則の施行の			
の五・七二日におけるその者に係る役職加算割	割合が百分の五のもの 百分			
その職務の級が一級の職員 百	分の三・七二			

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

「職員の給与の特例減額に関する条例」の制定に伴い、一般職員の例に準じて 技能労務職員の給与を減額するもの

※職員の給与の特例減額に関する条例 附則第2項(抄)

特例期間における技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員の給与は、一般職員の例に準じ、任命権者が別に定める額とする。

2 改正内容等

(1) 内容

次に掲げる区分に応じて、給料月額を減額する(附則の追加)。

	職員の区分	減 額 率
1	職務の級が2級以上の職員のうち、 期末・勤勉手当の役職加算の割合が10%の者	6.72%
2	職務の級が2級以上の職員のうち、 期末・勤勉手当の役職加算の割合が5%の者	5.72%
3	職務の級が1級の職員	3.72%

(2) 期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間

3 施行期日

平成25年7月1日

4 その他

知事部局が所管する技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(昭和32年大分県規則第71号)と同様の改正である。

成二十五 年 第二 口 定 例 県議 会議 緊案に 対 する教育委員 会 \mathcal{O} 意見に 9 ٧١

て

平

時 昭 大 に和分 代 三 県 理 十 教 生したので 表育委員会 で、 分会界の 同 教 権 条 育 限 第二人の 項の規する 規則事 定第一系の より 号) 部 第三条第一元のを教育長によ 報告する。 項 委 の任 規し 定 又 には 基 臨 づ時 きに 代 別理 紙さ のせ とおり

平 成 +五. 年 六月二十 八 日 提 出 臨

大分県教 育 育 長 野 中

孝

委員会教 信

教委教改第 6 1 2 号 平成 2 5 年 6 月 2 4 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会 大分県前 哲 朗 員会

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成25年6月21日付け財第394号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

財 第 3 9 4 号 平成25年6月21日

大分県教育委員会 委員長 岩 崎 哲 朗 殿

大分県知事 広 瀬 勝



議案に対する教育委員会の意見について(照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議 案 名
 - ・職員の給与の特例減額に関する条例の制定について
 - ・特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部改正について
- 2 議案提出県議会 平成25年第2回定例県議会

第八十四号議案

職員の給与の特例減額に関する条例の制定について

職員の給与の特例減額に関する条例を次のように定める。

平成二十五年六月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の給与の特例減額に関する条例

(職員の給与に関する条例の特例)

た領に相当する額を減ずる。
区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員のによる給料を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月合第十項までの規定による給料及び平成十九年改正条例附則第七項から第九項までの規定はよる非額を減ぜられた給料月額(平成十七年改正条例附別第八項から、以下「平成十九年改正条例」という。)附則第七項から第九項までの規定による給料料及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例第四十三一号。以下「平成十七年改正条例」という。)附即第八項から第十項までの規定による給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例第六十一号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)に対けては、職員の発与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号。以いう。)においては、職員の発与に関する条例(四和三十二年大分県条例第三十九号。以

給 料 表	巖		一一	⟨□
	その職級が部長級、次星	大級及び課長級である職員	百分の九	. 411
	る職員(規則で定めるよその職級が課長補佐級で	oのに限る。) るる職員及び係長級であ	百分の七	- 411
	を除く。)その職級が係長級である	・職員(規則で定めるもの	百分の六	١١٢ -
行政職給料表	の級が三級のものその職級が主任・主事の	⊗である職員のうち、職務	百分の五	. 41
	の級が二級のものその職級が主任・主事等	⊗である職員のうち、職務	百分の四	· 431
	の級が一級のものその職級が主任・主事等	 	百分の三	۱4 .
	その職級が所長級及び部	記長級である職員	百分の九	١4.

	るの戦級が副部長級である職員及び科長級である。	百分の七・七二
	職員 (規則で定めるものに限る。)	12((3)
	その職級が科長級である職員(規則で定めるもの	百分の六・七二
	や森へ。)	m 2011, 411
研究戰給料表	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	百分の五・七二
	の級が三級のもの	m K 2 H . + 11
	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	In 6 OFF 1111
	の数が二級のもの	
	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	1-4-044-424
	の級が一級のもの	百分の三・七二
	その職級が部長級、次長級及び課長級である職員	百分の九・七二
	その職級が課長補佐級である職員及び主任医師級	
	である職員(規則で定めるものに限る。)	
医療職給料表门	その職級が主任医師級である職員(規則で定める	(m.)
	ものを除く。)	百分の六・七二
	その職級が医師級である職員	百分の四・七二
	その職級が課長級である職員	百分の九・七二
	その職級が課長補佐級である職員及び係長級であ	1m4-011-1111
ia -	る職員(規則で定めるものに限る。)	
	その職級が係長級である職員(規則で定めるもの	1-4-016-1311
	約察 √。)	百分の六・七二
医療職給料表门	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	Imd-Old 1111
	の級が三級及び四級のもの	百分の五・七二
	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	Indo Da 1111
	の敬が二級のもの	百分の四・七二
	その職級が主任・技師級である職員のうち、職務	Im/c 011 1111
	の後が一般のもの	百分の三・七二
	その職級が中型船舶(一種)船長級である職員	百分の九・七二
	その職級が中型能能(二種)船長級である職員及	
	び航海長級である職員(規則で定めるものに限	百分の七・七二
	16°)	
	その職級が航海長級である職員(規則で定めるも	Im 40 16 1111
	らや深へ。)	一百分の六・七二
事章 我合 斗 烹	その職級が航海土級である職員のうち、職務の級	百分の五・七二
海事職給料表	が三級及び四級のもの	m K O H . +1
	その職級が杭海士級である職員のうち職務の級が	
	二級のもの及びその職級が業務技師級である職員	百分の四・カリ
	のうち職務の級が二級から四級までのもの	

0			
	ζ	1)

	るが一級のもの その職級が業務技師級である職員のうち、職務の	百分の三・ナ
	その職級が部長級及び課長級である職員	百分の九・ナ
	その職級が誤長補佐級である職員及び係長級であ	
	る職員(規則で定めるものに限る。)	百分の七・七
	その職級が係長級である職員(規則で定めるもの	
	∽ 条√。)	百分の六・七
	その職級が主任級及び巡査級である職員のうち、	
公安職給料表	職務の級が四級のもの	百分の五・7
	その職級が主任級である職員のうち職務の級が三	
	級のもの並びにその職級が巡査級である職員のう	百分の四・1
	ち職務の級が二級及び三級のもの	
	その職級が巡査級である職員のうち、職務の級が	百分の三・1
	一後のもの	四次61111
	その職務の級が四級の職員	百分の九・比
	その職務の級が特二級及び三級の職員	百分の七・
	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	
	二十二条第五項の規定の適用を受けるもの(規則	百分の六・よ
	で定めるものに限る。)	
教育職給料表门	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	9
	二十二条第五項の規定の適用を受けるもの(規則	百分の五・
	ら伝めるめのや除へ。)	
	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	百分の四・-
	二十二条第五項の規定の適用を受けないもの	
	その職務の級が一級の職員	百分の三・
	その職務の級が四級の職員	百分の九・・
	その職務の級が特二級及び三級の職員	百分の七・
	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	
	二十二条第五項の規定の適用を受けるもの(規則	百分の六・
	で定めるものに限る。)	
教育職給料表门	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	
	二十二条第五項の規定の適用を受けるもの(規則	百分の五・
	で定めるものを除く。)	
	その職務の級が二級の職員であって、給与条例第	百分の四・
	二十二条第五項の規定の適用を受けないもの	

特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に

る。当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ず

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 適用される次のイから二までに掲げる規定の区分に応じ当該イから二までに定める額二 給与条例第二十四条第一項から第五項までの規定により支給される給与 当該職員に
 - イ 給与条例第二十四条第一項 前項及び前号に定める額
 - 頃 結与条例第二十四条第二項又は第三項 前項に定める額に百分の八十を乗じて得た
 - に支給される給与に係る割合を乗じて得た額ハ 給与条例第二十四条第四項 前項に定める額に、同条第四項の規定により当該職員
 - に支給される給与に係る割合を乗じて得た額二 給与条例第二十四条第五項 前項に定める額に、同条第五項の規定により当該職員
- 職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。 二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該条例第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に十3 特例期間においては、給与条例第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給与

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

る。 条例第五条第二項又は第六条第二項において一般職員の例による場合を含む。)」とすの給与の特例減額に関する条例(平成二十五年大分県条例第 号)第一条第三項(同号)第二十六条の規定の適用については、同条中「同条例第十九条」とあるのは、「職員第二条、特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の特例)

- 九条」とあるのは、「職員の給与の特例減額に関する条例(平成二十五年大分県条例第与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。)第十大分県条例第三十五号)第十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「職員の給第三条 特例期間においては、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年
 - る場合を含む。)」とする。号、第一条第三項(同条例第五条第二項又は第六条第二項において一般職員の例によ

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の特例)

- による場合を含む。)」とする。 第 号)第一条第三項(同条例第五条第二項又は第六条第二項において一般職員の例第十九条」とあるのは、「職員の給与の特例減額に関する条例(平成二十五年大分県条例の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。) 二年大分県条例第二十四号)第十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「職員第四条、特例期間においては、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十
 - (一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

- 額に相当する額を減ずる。から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得たから、給料月額に次の各号に掲げる職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額第五条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分
 - ける職員であって、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七二一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受
 - を受ける職員 百分の九・七二ける職員であって、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受
- 額の算出については、一般職員の例による。 ら第五項までの規定により支給される給与の支給に係る減額及び勤務一時間当たりの給与2 特例期間における前項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第二十四条第一項か
 - (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)
- た額に相当する額を減ずる。額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得済外条例第四十三号)の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月第六条 特例期間においては、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大
 - る給料表の適用を受ける職員 百分の七・七二受ける職員であって、その号給が一号給から三号給までのもの及び同条第二項に規定す一、後職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第一項に規定する給料表の適用を
 - 額を受ける職員 百分の九・七二受ける職員であって、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第一項に規定する給料表の適用を
- 額の算出については、一般職員の例による。 ら第五項までの規定により支給される給与の支給に係る減額及び勤務一時間当たりの給与2 特例期間における前項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第二十四条第一項か

(端数計算)

において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。第七条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合

(楸年)

る。第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

金 三

(徭行野口)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(技能労務職員等の給与)

別に定める額とする。 大分県条例第二十三号)の適用を受ける職員の給与は、一般職員の例に準じ、任命権者が条例第五十二号)及び大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年県条例第四十四号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県2 特例期間における技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分

田 田

出する。平成二十五年度の地方交付祝等の削減の状況を勘案し、職員の給与を減額したいので提

(9

第八十五号議案

特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部改正について

特別職の常動職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように

定める。

平成二十五年六月二十五日提出

大分旱知事 1 運 气

特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第十

四号)の一部を次のように改正する。

- 附則に次の五項を加える。 9 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(次頃から附則第十二
- 頃までにおいて「特例期間」という。)においては、知事及び副知事に対する給料月額 の支給に当たつては、附則第三項の給料月額から、当該給料月額に百分の二十を乗じて
- 得た額に相当する額を減ずる。
- 9. 特例期間においては、教育長に対する給料月額の支給に当たつては、附即第三項の結
- 料月額から、当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 11 特例期間においては、常勤の監査委員に対する給料月額の支給に当たつては、附則第 三項の給料月額から、当該給料月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 以 特例期間においては、企業局長及び病院局長に対する給料月額の支給に当たつては、
- 別表の規定により知事が定める額から、その額に百分の十五を乗じて得た額に相当する 額を減ずる。
- 3 附則第九項から前項までの規定により給料月額の支給に当たつて減ずることとされる 顔を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て
 - 1620CN4060

(各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第二条 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十七年大分県条例第四号)の一

許を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、第二条第 一号から第三号まで及び第七号に掲げる委員に対する報酬の支給に当たつては、別表第 一の報酬の額から、当該報酬の額に百分の九・七二を乗じて得た額に相当する額を減ず
 - 等 票

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

田畑

額したいので提出する。一般職の職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、特別職の常勤職員の給料月額等を減

(8)

職員の給与の特例減額に関する条例の概要

1 制定理由

平成25年度の地方交付税等の削減の状況を勘案し、職員の給与を減額するもの

2 特例減額の概要

I 対象職員 ・「職員の給与に関する条例」適用職員 ・「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」適用職員 ・「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員 ・「大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員 は、一般職員の例に準じ、任命権者が別に定める(附則第2項) II 内容 ① 給料月額:職級等に応じて9.72%~3.72%の範囲内の率を乗じて得た額を減じる。 〔行政職〕 ・課長級以上 ・課長補佐級・係長級(任用2年3月以上) ・係長級(上記以外) ・一般職員 3級 ・ 川 2級 ・ 川 1級		項 目	内容
			7.7
「・「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員 「・「大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員 は、一般職員の例に準じ、任命権者が別に定める(附則第2項) は、一般職員の例に準じ、任命権者が別に定める(附則第2項) は、一般職員 ・課長級以上 ・課長補佐級・係長級(任用2年3月以上) 本 9.72% ・課長補佐級・係長級(任用2年3月以上) 本 7.72% ・係長級(上記以外) 本 6.72% ・一般職員 3級 本 5.72% ・	I	対象職員	・「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」適用職員
じて得た額を減じる。 [行政職] ・課長級以上 ・課長補佐級・係長級(任用2年3月以上) ▲ 7.72% ・係長級(上記以外) ▲ 6.72% ・一般職員 3級 ▲ 5.72% ・ " 2級 ▲ 4.72% ・ " 1級 ▲ 3.72% 〔教育職(一)・(二)〕 ・校長 ・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭 ▲ 7.72%			・「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員 ・「大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員
・ " " " 5% ▲ 5.72% ・ " " " 加算なし ▲ 4.72% ・実習助手等 1級 ▲ 3.72% ② 管理職手当:一律 ▲ 10%	П	内容	 〔行政職〕 ・課長級以上 ・課長補佐級・係長級(任用2年3月以上) ・係長級(上記以外) ・一般職員 3級 ▲ 5.72% ・ 川 2級 ・ 川 1級 本 4.72% ・ 別校長 ・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭 ・教諭・実習助手等 2級 役職加算10% 本 6.72% ・ 割校長・教頭・主幹教諭・指導教諭 ・教諭・実習助手等 2級 役職加算10% 本 6.72% ・ 別 別 別 5% 本 5.72% ・ 別 別 別 4.72% ・ 実習助手等 1級
Ⅲ 期間 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間	Ш	期間	平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間

3 施行期日

平成25年7月1日

特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部改正の概要

【内 容】

一般職の職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、特別職の常勤職員の給料 月額等を減額するもの

●特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正

知事・副知事 … 給料月額を20%減額

企業局長・病院局長・教育長 … 15%減額

常勤の監査委員 … 〃 10%減額

●各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正

月額で報酬を支給している委員会の委員等について、報酬の額を9.72% 減額

(対象となる委員会の委員)

- 監査委員(常勤の監査委員を除く。)
- 人事委員会の委員
- 公安委員会の委員
- 教育委員会の委員

【減額の期間】

平成25年7月1日~平成26年3月31日

(一般職の職員の特例減額期間と同様)

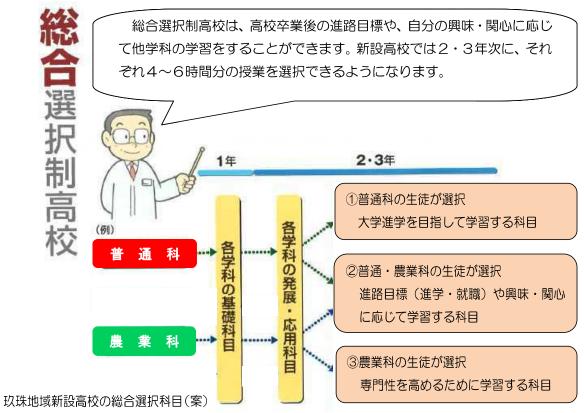
玖珠地域の新設高校について

1 新設高校の開校

県教育委員会は、社会の変化や生徒の急激な減少等を背景に高等学校の再編整備をすすめています。 玖珠地域では、玖珠農業高校と森高校を発展的に統合して、平成27年4月に新設高校を開校する予定です。 新設高校は普通科4学級程度、農業科1学級程度の計5学級程度を計画しています。(学科名や学級数は平成26年3月末に正式決定します。)

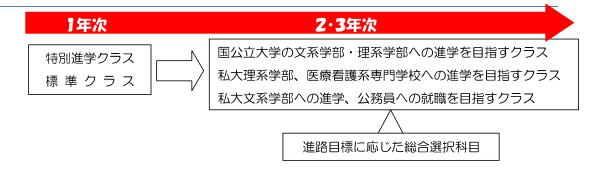
2 総合選択制高校の特長を活かした学習活動

地元から期待される学校づくりを目指し、総合選択制の利点を最大限に活かした教育を行います。

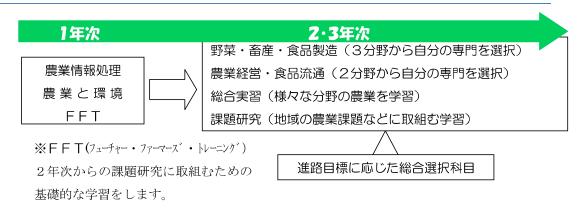


		英語長文研究 時事英語 看護医療系英語 看護医療系数学
①の科目]群	文系数学研究 理系数学研究 数学応用 数学活用
		基礎国語(数学・英語) 発展国語(数学・英語) 小論文研究 など
	農業科で進学	探究英語Ⅰ・Ⅱ チャレンジ数学Ⅰ・Ⅱ 入門小論文Ⅰ・Ⅱ
②の	を目指す場合	ジャンル別小論文 Ⅰ・Ⅱ など
②の 科目群	他学科の学	簿記 ビジネス基礎 ビジネス情報 商品開発 マーケティング
177 🗀 47	習に興味・関	農業と環境 フラワーデザイン 植物バイオテクノロジー 生物活用
	心がある場合	生活と福祉 フードデザイン 子どもの発達と保育 など
③の科目群		 微生物利用 食品化学 農業機械 食品製造 畜産 野菜 など

3 普通科の進学指導 ~ **進路目標に応じたクラス編成**~



4 農業科の専門学習 ~学年進行に応じた専門の広がりと深まり~



5 統合前年(平成26年度)の玖珠農業・森高校の1・2年生について

平成27年4月から新設高校の生徒になりますが、玖珠農業・森高校で行われていた学習を引き 続いて行います。

6 新設校の施設整備について

玖珠地域新設高校は、生徒のみなさんが、充実した高校生活を送ることができるよう、充分な学習環境を整えます!!

- 普通教室や選択教室、理科や芸術などの特別教室については、玖珠農業高校の校舎 を大規模改造することにより、普通科の授業にも対応できるようにします。
- 新設高校では、玖珠農業高校と森高校の部活動が引き継がれます。このため、グラウンド等の施設整備を行い、部活動のための充分な活動場所を確保します。

玖珠地域新設高校に係る情報とその提供について

1 情報提供の目的

玖珠・九重地域の中学校が、中学生に対する進路指導に活用するとともに、同地域の方々に対し新設高校についての理解を深めてもらうために提供する。

2 情報提供する理由

次の2点により、地元から新設高校に係る情報提供を求められているため。

- (1) 開校にあわせて、玖珠農業・森高校に在籍する生徒が一斉に統合するため、新設高校の方向性について地域の関心が高い。
- (2) 新設高校の校地が現玖珠農業高校になることから、普通科の教育環境の確保について危惧する声がある。

3 情報提供の方法

「玖珠地域の新設高校について」(別紙資料)をデータで次の関係機関に提供する。

【関係機関】

4 提供する情報の扱い

上記【関係機関】は、内容の変更はせずに、それぞれの責任において中学生・ 保護者、地域関係者に提供する。

5 関係機関への情報提供日

平成25年7月1日(月)

6 今後の情報提供について (予定)

提供月	主な内容
	〇 学科の目指す方向性
10月	〇 部活動案
	〇 中高連携の取組み
3月	〇 新設高校の学科名称、学科概要及び学級数

※教育振興基本計画:教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画(第2期計画期間:平成25~29年度)

教育行政の一十つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、

生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

社会を生き抜く力の養成

~多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力~

→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備 への飛躍を実現する人材の養成

- ~変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材~
- → 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・ コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大, 優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

のセーフティネットの構築

- ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~
- → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

くりと活力あるコミュニティの形成

- ~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~
- → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の 教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

○地域社会, 家族の変容

セーフティネット機能の低下

○格差の再生産・固定化

○地球規模の課題への対応

に向けて取り組んでいくことが必要。

・価値観・ライフスタイルの多様化

・地域社会等のつながりや支え合いによる

→ 個々人の孤立化、規範意識の低下

·経済格差の進行→教育格差→教育格差の

・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教

紛争など様々な地球規模の課題に直面して

おり、かつてのような物質的豊かさのみの追求

という視点から脱却し、持続可能な社会の構築

→ 一人一人の意欲減退, 社会の不安定化

再生産・固定化(同一世代内,世代間)

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ 社会全体の「構」の連携・協働
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点 を中心に充実を図る。
- ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ・家計における教育費負担の軽減
- ・安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の 実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育 投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標 の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資 を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

〇個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善 (若者・女性・高齢者・障害者などを含め、

生涯現役, 全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)

〇社会全体の生産性向上

(グローバル化に対応したイノベーションなど)

- 〇一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、

社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

◄······ 相互に連関 ········

日本大震災により

層

の顕在化

·加速化

○少子化・高齢化の進展

- ・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の 人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。 そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
- ·経済規模縮小, 税収減, 社会保障費の拡大
- → 社会全体の活力低下

○グローバル化の進展

- ・人・モノ・金・情報等の流動化
- ・「知識基盤社会」の本格的到来
- ・新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・生産拠点の海外移転による産業空洞化
- → 我が国の国際的な存在感の低下

○雇用環境の変容

- ・終身雇用・年功序列等の変容
- ・企業内教育による人材育成機能の低下
- → 失業率, 非正規雇用の増加

一方で・・・・

【我が国の様々な強み】

- ○多様な文化・芸術や優れた感性 ○勤勉性・協調性、思いやりの心。
- ○科学技術,「ものづくり」の基盤技術
- ○基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- ○人の絆

【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】

- ○諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力 ○イノベーションなど未来志向の復興, 社会づくり
- ○安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人と自然との共生の重要性

○人々や地域間,各国間に存在するつながり、

【第1期計画の評価】

- ○第1期計画で掲げた
- 「10年を通じて目指すべき教育の姿」 の達成はいまだ途上。
- 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、 低学力層の存在, グローバル化等への 対応, 若者の内向き志向, 規範意識・ 社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・一方、コミュニティの協働による課題解決や 教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- →背景には、
- 「個々人の多様な強みを引き出すという視点」 「学校段階間や学校・社会生活間の接続」 「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

⇒「自立」「協働」「創造」の3つの理念の 実現に向けた生涯学習社会を構築

自立・協働を通じて 更なる新たな価値を創 造していくことのできる 生涯学習社会

一人一人が多様な 個性・能力を伸ばし, 充実した人生を主体的 に切り開いていくことの できる生涯学習社会

個人や社会の多様性 を尊重し、それぞれの 強みを生かして、ともに 支え合い, 高め合い, 社会に参画することの できる生涯学習社会

第2期教育振興基本計画 第2部 各論 概要

(基本的方向性)

 \sim 4のビジョン. 8のミッション. 30のアクション \sim

(★成果指標の例, ◆基本施策の例)

社会を生き抜く力の養成

生きる力の確実な育成(幼稚園~高校) ⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、 考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善など
- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進(「心のノート」の充実・配布, 道徳の教科化の検討)
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修の一体的な改革)
- ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた. 学制の在り方を含めた検討 など

どんな環境でも「答えのない問題」に

- ★学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など
- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換 (アクティブラーニング, 教員サポート等)
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続 (高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・ 能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換) など

白立・恊働・創造に向けた力 社会を生き抜くための力を生涯を 通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動·読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進 (評価・情報公開の仕組みの構築・普及, 教育支援人材の認証制度の推進など) など

社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など
 - ◆体系的 系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
 - ◆社会人(キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実 など ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)

未来への飛躍を実現する人材の養成

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上 ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加など
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)・国際交流の推進, 大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など
- 学びのセーフティネットの構築
 - 意欲ある全ての考への学習機会の確保
 - ★経済状況によらない進学機会の確保
 - ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
 - ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減
 - (幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の 高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
 - ◆挫折や困難を抱えた子ども 若者の学び直しの機会を充実 など

安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上
- (公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育. 地域社会 家庭 関係機関と連携した学校安全の推進 など

縫づくりと活力あるコミュニティの形成

互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学校区に学校と地域の連携·協働体制を構築 ★コミュニティ·スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ★全学校等で評価,情報提供 など
 - ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想(COC構想)の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

東日本大震災からの 復旧·復興支援

◆教育委員会の抜本的改革

- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
 - ◆社会教育推進体制の強化 ぬど
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

	第 2 期 教 育 振 興 巻 本 訂 囲 に お け る 成 未 日 標 生涯学習(社会教育・家庭教育等)	ドーターの東の本名・アーク				
	学校教育 就学前 義務教育 高等学校等	大学等				
┃ 4つの基本的方向		人 子 寺				
(1)社会を生き抜						
	成果目標1:生きる力の確実な育成	成果目標 2 : 課題探求能力の修得	成果目標3:自立・協働			
	【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、復興教育 等		創造に向けた力の修得			
教育内容•方法.	【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、体罰等への取組徹底、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動 等	【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援環境の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、	【施策11】 現代的・社会的課題に対応した学習等			
教職員(質)	【施策3】健やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ 等		男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に 関する学習、自立した高齢期を送るための学習、 特殊可能も関係のかまの教育(FSD)			
	【 施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理 等 【 施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育。保育の総合的提供 等	図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実 等	持続可能な開発のための教育(ESD)、 体験活動・読書活動 等			
		7.3.5.7 - M				
	【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の	マナともへの叙有塚兎の髪帽 等				
質保証	【施策7】検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み 等	【施策9】教育の質保証 大学情報の発信、大学評価改善等	】 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用			
	【 施策10】柔軟な教育システムの構築 学校段階間の連携・接続、学制の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(人, 就改革等)等	于日本文本体版、于日本本本社区 1711			
キャリア・職業教育, 就職支援	【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・		立に向けた能力・態度の音成等 学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等			
(2)未来への飛躍	 を実現する人材の養成					
新たな価値を創造する	成果目標 5 :社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成					
人材	【施策14】多様で高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園 等	【 施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化 等】				
グローバル人材						
(3)学びのセーフ	ティネットの構築					
教育費負担軽減	成果目標6:意欲ある全ての者への学習機会の確					
 学習支援・再チャレンジ	【【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、奨学金の充実、授業科減免 等 「施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域者者サポートステーションとの連携 等					
于自文版 - 円 パレンノ	CONTRACTOR	2 16 94 H H 2 11 2 1 4 11 C 1 25 97 N	安全・安心な教育研究環境の確保			
安全•安心	【佐笠10】 数字四句理序 (数据为中心上明 + 2 数字 + 以旧辛从住笠 () 中心 () 数字四句理序 () 数字 () 化	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
(4) 続ぶくけいぼ		直部材の耐震対象を含む防灰機能強化、を付化対象、女主教育の推進、地吸性会・	家庭・関係機関と連携した学校女主の推進 寺			
	カあるコミュニティの形成 -	世間口標の。石叶、廿叶 /	L 7 또 축 * 7 = ^ = 두 4 주판 d			
学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援	【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ・形成、地域とどもにある学校づくり(コミュニティ・	【施策21】COC構想 地域コミュニティの中核的存在としての大学機能	よる活力あるコミュニティの形成 強化 等			
	- 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支持	援、生活習慣づくりの推進 等				
ガバナンス	【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革	【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化	※成果目標 1 ~ 8 の全体に関係			
	【施策24】きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学級規模及び教職員配置の適正化 等	【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備	【施策30】 社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題 解決への支援			
基盤整備	【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスケール、ICT教育環境、学校図書館 等	個末20 人子寺の射政基盤の確立・心設置 国立大学運営費交付金や私学助成の確実な措置、戦略的な施設整備 等	/P/パペンノ又依			
	【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実 等					
Ⅲ 東日本大震災から	らの復旧・復興支援					